（参考資料）

生産緑地地区の変更手続

■生産緑地地区

告　　　　示

知事との協議

意見書

の提出

公告及び

案の縦覧

意見書の提出期限

令和６年11月13日（水）

縦覧期間

令和６年10月30日（水）

令和６年11月13日（水）

～

大阪市都市計画審議会

都市計画の案の作成

生産緑地地区は、市街化区域内の農地等の緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を保全し、良好な都市環境の創出を図るものである。

　本市では、令和5年12月28日現在、460地区、約63.75haを指定している。